

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金 (児童手当世帯への追加支給)のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

公務員の方については、所属庁が支給対象者であると証明した上で、ご本人が居住市町村に申請してください。

1. いくらもらえるの？(給付額)

対象児童1人につき、1万円です。

2. だれがもらえるの？(支給対象者)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している方です。

3. うちの子は、対象になるの？(対象児童)

児童手当(本則給付)の令和2年4月分の対象となる児童です。

ただし、同年3月分の児童手当(本則給付)の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。

4. いつもらえるの？(支給時期)

支給スケジュールは、お住まいの自治体により異なります。お手数ですが各自治体へ、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？(支給方法)

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)を受給している口座に振り込みます。

対象となる世帯には、各自治体からご案内を送付します。